

リ ー ダ ー		設 計		校 合	
------------------	--	--------	--	--------	--

令和 7 年 度 委 託

~~設計書~~
仕 様 書

- 1

委 託 名

川越市保健所・総合保健センター消防設備保守点検業務委託
- 2

施 行 場 所

川越市大字小ケ谷 8 1 7 番地 1
- 3

積 算 原 価
(月 額)

円
- 4

予 定 支 出 額
(月 額)

円
- 5

委 託 内 容

火災から人命、身体及び財産を守るため、消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項
及び消防法第 1 7 条の 3 の 3 等に基づく消防設備の保守点検を委託する
ものである。

- 6

施 行 理 由

消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び消防法第 1 7 条の 3 の 3 に規定された
点検業務であるため。

[illegible]

A　－　1　－　1　号　内　訳　書								
名　　　　称	数 量	単 位	単　　　　価		金　　　　額			摘　　　　要
自動火災報知設備	1	式						A-2-1号内訳書
消防用水	1	槽						屋外40トン
消火栓設備	1	式						A-3-1号内訳書
消火器	5 1	本						ABC粉末10型
防火扉・防火シャッター	1	式						A-4-1号内訳書
排煙設備	1 0 8	個						手動起動操作箱
ガス検知器	1 0	個						
非常放送設備	1	式						A-5-1号内訳書
避難誘導灯設備	1	式						A-6-1号内訳書
諸経費								
小　　　　計								

B　－　1　－　1　号　内　訳　書								
名　　　　称	数 量	単 位	単　　　　価		金　　　　　額			摘　　　　要
自動火災報知設備	1	式						B-2-1号内訳書
消防用水	1	槽						屋外40トン
消火栓設備	1	式						B-3-1号内訳書
消火器	5 1	本						ABC粉末10型
防火扉・防火シャッター	1	式						B-4-1号内訳書
排煙設備	1 0 8	個						手動起動操作箱
ガス検知器	1 0	個						
非常放送設備	1	式						B-5-1号内訳書
避難誘導灯設備	1	式						B-6-1号内訳書
諸経費								
小　　　　計								

A ー 2 ー 1 号 内 訳 書							
名 称	数 量	単 位	単 価		金 額		摘 要
受信機複合盤	2	台					P型1級 35窓
差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	173	個					
定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	80	個					
煙感知器	43	個					
発信器	28	個					P型1・2級
表示灯	30	個					
消火栓起動連動装置	1	式					
常用電源（交流電源）	1	式					
予備又は非常電源	1	式					
小 計							

B ー 2 ー 1 号 内 訳 書							
名 称	数 量	単 位	単 価		金 額		摘 要
受信機複合盤	2	台					P型1級 35窓
差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	173	個					
定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	80	個					
煙感知器	43	個					
発信器	28	個					P型1・2級
表示灯	30	個					
消火栓起動連動装置	1	式					
常用電源（交流電源）	1	式					
予備又は非常電源	1	式					
絶縁測定	1	式					
配線点検	1	式					
小 計							

A　－　3　－　1　号　内　訳　書								
名　　　称	数 量	単 位	単　　　価		金　　　額			摘　　　要
加圧送水装置	1	組						
操作盤	1	台						
屋内消火栓	3 0	基						
表示盤	1	台						
呼水装置	1	台						
小　　　計								

B　－　3　－　1　号　内　訳　書								
名　　　称	数 量	単 位	単　　　価		金　　　額			摘　　　要
加圧送水装置	1	組						
操作盤	1	台						
屋内消火栓	3 0	基						
表示盤	1	台						
呼水装置	1	台						
放水試験	1	式						
絶縁測定	1	式						
配線点検	1	式						
小　　　計								

A　－　4　－　1　号　内　訳　書								
名　　　称	数 量	単 位	単　　　価		金　　　額			摘　　　要
制御盤	2	台						
煙感知器	4 1	個						
自動閉鎖装置（垂れ壁）	8	枚						
自動閉鎖装置（防火戸）	2 2	枚						
自動閉鎖装置（シャッター）	1 4	枚						
予備電源	1	式						
電子ブザー	1	個						
小　　　計								

B　－　4　－　1　号　内　訳　書								
名　　　称	数　量	単　位	単　価		金　　　額			摘　　要
制御盤	2	台						
煙感知器	4 1	個						
自動閉鎖装置（垂れ壁）	8	枚						
自動閉鎖装置（防火戸）	2 2	枚						
自動閉鎖装置（シャッター）	1 4	枚						
予備電源	1	式						
電子ブザー	1	個						
絶縁測定	1	式						
配線点検	1	式						
小　　　計								

A　－　5　－　1　号　内　訳　書								
名　　　称	数 量	単 位	単　　　価		金　　　額			摘　　　要
増幅器操作部	1	台						増幅器出力　240W
スピーカー	1 7 2	個						
常用電源	1	式						
非常電源	1	式						
小　　　計								

B　－　5　－　1　号　内　訳　書								
名　　　称	数 量	単 位	単　　　価		金　　　額			摘　　　要
増幅器操作部	1	台						増幅器出力　240W
スピーカー	1 7 2	個						
常用電源	1	式						
非常電源	1	式						
絶縁測定	1	式						
配線点検	1	式						
小　　　計								

A - 6 - 1 号 内 訳 書

[illegible]

B - 6 - 1 号 内 訳 書

[illegible]

川越市保健所・総合保健センター 消防設備保守点検業務委託仕様書

川越市保健所保健総務課

1 目的

本業務委託は、当施設に設置されている消防用設備等について、法令等による保守点検を行い、設備等の機能を維持することを目的とする。

2 委託対象施設

- (1) 名 称 川越市保健所・川越市総合保健センター
- (2) 場 所 川越市大字小ケ谷 8 1 7 番地 1
- (3) 設 備 内 訳 委託仕様書のとおり

3 契約期間

令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 1 0 年 9 月 3 0 日（3 年・3 6 箇月間）
（地方自治法第 2 3 4 の 3 に基づく長期継続契約）

4 支払方法 年 2 回払い。ただし、令和 7 年度及び令和 1 0 年度は 1 回払いとする。

5 入札書記載事項 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6 法律、規則等の遵守

受注者は、契約諸規定に従うとともに、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 消防法施行令
- (3) 消防法施行規則
- (4) その他の関係諸法令

7 受注者は、業務着手前に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 作業計画書（作業日程）
- (2) 作業内容報告書（作業手順等）
- (3) その他市指定のもの

8 受注者（作業者）の資格

本委託の受注者は以下のいずれかの者を配置すること

- (1) 消防設備士
「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者

が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」(平成16年消防庁告〇第10号)に基づき、本委託の点検内容を行うことができる種類の消防設備士免状を持つ者

(2) 消防設備点検資格者

一般財団法人日本消防設備安全センターが交付する、第一種、第二種及び特種のうち本委託の点検内容を行うことができる種類の消防設備点検資格者免状を持つ者

9 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び当施設職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、当施設に報告しなければならない。

10 作業内容

受注者は、消防関係法令に定められた点検方法、内容を誠実に実行すること。

11 点検回数等

点検回数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 機器点検 | 年1回 |
| (2) 総合点検(機器点検を含む) | 年1回 |
| (3) 防火対象物点検 | 年1回 |

※令和7年度は行い、令和10年度は行わないものとする。

12 報告書の提出

受注者は、各種作業の結果について、点検結果報告書を2部提出すること。

13 諸官庁への届出

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の諸手続きを、発注者の承認を得て代行すること。

14 その他の事項

- (1) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には当該契約を解除するこ

とができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

また、業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。

- (2) 受注者は、業務を遂行するにあたり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は、委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (3) 受注者は、点検試験に際し、設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できるように点検調整を行うこと。
- (4) 受注者は、受託設備に故障等発生の場合は、直ちに技術員を派遣し、正常な状態に服すること。
- (5) 受注者は、点検業務の実施にあたり、当施設職員と十分な打合せのうえ、その指示に従うこと。
- (6) 受注者は、年2回実施する川越市保健所防災訓練に立ち会い、消防用設備等の操作指導を行うこと。
- (7) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであるから、受注者は、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うこと。
- (8) 受注者は、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙をしないように努めること。また、敷地内における喫煙は行わないこと(駐車場内の車内含む)。
- (9) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。